

栗林公園電動式園内運搬車賃借 仕様書

1 借入物件

電動式園内運搬車 2台

栗林公園が保有する運搬車のとおり、既製の車両に開閉式荷台を製作加工し納品する。
仕様の詳細は、別図のとおり。

2 借入期間

借入予定期間は、令和8年12月1日から令和13年11月30日（60カ月）とする。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約である。
なお、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合には、
この契約を変更又は解除する。
借入期間満了後は買い取り又は再リースする。
また、借入期間前は、試用期間とし、賃借料は無償とする。

3 納入場所

香川県栗林公園観光事務所造園課（香川県高松市栗林町一丁目20-16）

4 納入期限

令和8年12月1日までに使用可能な状態で納入を完了すること。

5 賃借料の支払

毎月払い（履行後翌月払い）

6 借入物件の補償等

借入物件が故障した場合に対応できるよう、維持補修サービスの体制を整備すること（自社以外でも可とする）。ただし、維持補修サービスを予約するものではない。

借入期間中は動産総合保険に加入すること。

借入期間前に生じた天災その他不可抗力による損害については、受注者の負担とする。（メーカー等の補償範囲内の故障については除く。）

7 その他

- ・搬入等のスケジュール等については協議し決定するものとする。
- ・借入物件の搬入、リース期間満了後に返却する場合の返還に要する費用は、受注者の負担とする。
- ・納入までの機材の設定、調整等に要するすべての費用も本契約に含むものとする。
- ・受注者は、納入の際に、機材の取り扱いについて説明を行うこと。
また、取扱説明書、点検整備等の記録ができるものを提出すること。
- ・受注者は、車両等にリース会社名、メンテナンス会社名及びそれらの連絡先を表示すること。
- ・受注者は、製造メーカーの責めによる不具合（リコール等）が発生した場合は、該当車両が安全に作業できる状態となるよう誠実に対応すること。
- ・運搬車の製作に際しては、当仕様書及び公園が所有する運搬車の仕様等を確認し、細部について事前協議のうえ承認函を提出すること。
- ・契約後疑義が生じた事項については、県と受注者の双方で協議のうえ決定するものとする。